

那覇市公報

第1422号毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則

- 那覇市波の上ビーチ広場条例施行規則（公園管理室）…………… 903
- 那覇市老人福祉センター条例施行規則（ちゃーがんじゅう課）…………… 910
- 那覇市障害者福祉センター条例施行規則（障害福祉課）…………… 916
- 那覇市老人憩の家条例施行規則（ちゃーがんじゅう課）…………… 922
- 那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則（ちゃーがんじゅう課）…………… 928
- 那覇市シルバーワークプラザ条例施行規則（ちゃーがんじゅう課）…………… 936
- 那覇市母子生活支援センター条例施行規則（こども課）…………… 942
- 那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 950

◇告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 951

◇公 告

- 那覇広域都市計画道路の変更について（都市計画課）…………… 951
- 住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 952
- 指定管理者の指定申請について（公園管理室）…………… 952

◇消防本部訓令

- 那覇市災害ユイマール登録制度実施要綱の一部を改正する訓令…………… 954

◇上下水道局告示

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 957
- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 959
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 961

◇上下水道局公告

- 平成17年度那覇市上下水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項の
変更の公表について…………… 964

◇福祉事務所長訓令

- 那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令…………… 971

規 則

那覇市規則第56号

平成17年11月 1 日

那覇市波の上ビーチ広場条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市波の上ビーチ広場条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市波の上ビーチ広場条例（平成17年那覇市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（行為の許可の申請）

第2条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、行為の開始日の3日前までに申請しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用料金の返還）

第3条 条例第9条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 天災その他不可抗力により利用できなくなった場合 利用できない期間に係る額
- (2) 行為の開始日の5日前までに許可の取消しを申し出た場合 全額
- (3) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

（利用料金の免除）

第4条 条例第10条に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除する額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市が単独で主催する行事に利用する場合 全額
- (2) 本市が共催する行事に利用する場合 利用料金の2分の1以上の額
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 指定管理者が必要と認める額

（公告）

第5条 市長は、条例第15条第1項の規定により那覇市波の上ビーチ広場（以下「ビーチ広場」という。）の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間

(4) 条例第15条第2項の申請（以下「指定申請」という。）の方法

(5) その他市長が必要と認める事項

（指定申請）

第6条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第15条第3項の規則で定める申請書は、那覇市波の上ビーチ広場指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

3 条例第15条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定款又は寄付行為（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

(2) 法人にあっては、法人の登記事項に係る証明書

(3) 役員の名簿及び履歴書

(4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書

(6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

(7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度のビーチ広場の管理に係る事業計画書及び収支計画書

(8) その他市長が認める書類

（指定等）

第7条 市長は、条例第15条第1項の規定による指定をするときは、那覇市波の上ビーチ広場指定管理者指定書（第2号様式）を交付する。

2 市長は、条例第15条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市波の上ビーチ広場指定管理者不指定通知書（第3号様式）を交付する。

（協定）

第8条 指定管理者は、本市とビーチ広場の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 利用料金に関する事項

(3) 管理に要する費用に関する事項

(4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項

- (5) 管理の業務報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) その他市長が認める事項

（細目）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。
- 2 那覇市波の上シャワー施設条例施行規則（平成3年那覇市規則第28号）は、廃止する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

那覇市波の上ビーチ広場指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者

印

連絡先 担当者

電 話

那覇市波の上ビーチ広場条例第15条第 2 項の規定により、那覇市波の上ビーチ
広場の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

第 2 号様式（第 7 条関係）

那覇市指令 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長 印

那覇市波の上ビーチ広場指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市波の上ビーチ広場の指定
管理者の指定については、那覇市波の上ビーチ広場条例第15条第1項の規定によ
り、下記のとおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第 3 号様式（第 7 条関係）

那 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長 印

那覇市波の上ビーチ広場指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市波の上ビーチ広場の指定
管理者の指定については、指定しないので通知します。

那覇市規則第57号

平成17年11月 1 日

那覇市老人福祉センター条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市老人福祉センター条例施行規則

那覇市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和50年那覇市規則第36号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市老人福祉センター条例（平成17年那覇市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（遵守事項）

第2条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。
- （2） 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （3） 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- （4） 許可を受けないで壁面、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- （5） 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- （6） その他指定管理者の指示すること。

（公告）

第3条 市長は、条例第13条第1項の規定により老人福祉センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- （1） 名称及び位置
- （2） 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- （3） 指定管理者の指定の予定期間
- （4） 条例第13条第2項の申請（以下「指定申請」という。）の方法
- （5） その他市長が必要と認める事項

（指定申請）

第4条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第13条第3項の規則で定める申請書は、那覇市老人福祉センター指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

3 条例第13条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (2) 法人にあっては、法人の登記事項に係る証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
- (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の老人福祉センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (8) その他市長が必要と認める書類
（指定等）

第5条 市長は、条例第13条第1項の規定による指定をするときは、那覇市老人福祉センター指定管理者指定書（第2号様式）を交付する。

- 2 市長は、条例第13条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市老人福祉センター指定管理者不指定通知書（第3号様式）を交付する。
（協定）

第6条 指定管理者は、本市と老人福祉センターの管理に関する協定書を締結する。

- 2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 管理に要する費用に関する事項
 - (3) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
 - (4) 管理の業務の報告に関する事項
 - (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
 - (6) その他市長が必要と認める事項
（細目）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

那覇市老人福祉センター指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者

印

連絡先 担当者

電 話

那覇市老人福祉センター条例第13条第2項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

指定を受けたい施設：

第 2 号様式（第 5 条関係）

那覇市指令 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長 印

那覇市老人福祉センター指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、那覇市老人福祉センター条例第13条第 1 項の規定により、下記のとおり指定します。

記

1 指定施設：

2 指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式（第5条関係）

那 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長 印

那覇市老人福祉センター指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、下記のとおり指定しないので通知します。

記

施設：

那覇市規則第58号

平成17年11月 1 日

那覇市障害者福祉センター条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市障害者福祉センター条例施行規則

那覇市障害者福祉センター条例施行規則（昭和58年那覇市規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市障害者福祉センター条例（平成17年那覇市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（遵守事項）

第2条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。
- （2） 喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （3） 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- （4） 許可を受けないで壁面、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- （5） 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- （6） その他指定管理者の指示すること。

（公告）

第3条 市長は、条例第14条第1項の規定により那覇市障害者福祉センター（以下「障害者センター」という。）の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- （1） 名称及び位置
- （2） 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- （3） 指定管理者の指定の予定期間
- （4） 条例第14条第2項の申請（以下「指定申請」という。）の方法
- （5） その他市長が必要と認める事項

（指定申請）

第4条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第14条第3項の規則で定める申請書は、那覇市障害者福祉センター指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

3 条例第14条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- （2） 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書

- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
- (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の障害者センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (8) その他市長が必要と認める書類
(指定等)

第5条 市長は、条例第14条第1項の規定による指定をするときは、那覇市障害者福祉センター指定管理者指定書（第2号様式）を交付する。

2 市長は、条例第14条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市障害者福祉センター指定管理者不指定通知書（第3号様式）を交付する。

(協定)

第6条 指定管理者は、本市と障害者センターの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

(細目)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

那覇市障害者福祉センター指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者	所在地	
	団体名	
	代表者	印
連絡先	担当者	
	電 話	

那覇市障害者福祉センター条例第14条第 2 項の規定により、那覇市障害者福祉センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

第 2 号様式（第 5 条関係）

那覇市指令 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長 印

那覇市障害者福祉センター指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市障害者福祉センターの指定
管理者の指定については、那覇市障害者福祉センター条例第14条第 1 項の規定に
より、下記のとおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第 3 号様式（第 5 条関係）

那 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長 印

那覇市障害者福祉センター指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市障害者福祉センターの指定
管理者の指定については、指定しないので通知します。

那覇市規則第59号

平成17年11月 1 日

那覇市老人憩の家条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市老人憩の家条例施行規則

那覇市老人憩の家条例施行規則（平成3年那覇市規則第36号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市老人憩の家条例（平成17年那覇市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（遵守事項）

第2条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。
- （2） 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （3） 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- （4） 許可を受けないで壁面、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- （5） 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- （6） その他指定管理者の指示すること。

（公告）

第3条 市長は、条例第13条第1項の規定により老人憩の家の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- （1） 名称及び位置
- （2） 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- （3） 指定管理者の指定の予定期間
- （4） 条例第13条第2項の申請（以下「指定申請」という。）の方法
- （5） その他市長が必要と認める事項

（指定申請）

第4条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第13条第3項の規則で定める申請書は、那覇市老人憩の家指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

3 条例第13条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

- (2) 法人にあっては、法人の登記事項に係る証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
- (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の老人憩の家の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (8) その他市長が必要と認める書類
(指定等)

第5条 市長は、条例第13条第1項の規定による指定をするときは、那覇市老人憩の家指定管理者指定書（第2号様式）を交付する。

2 市長は、条例第13条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市老人憩の家指定管理者不指定通知書（第3号様式）を交付する。

（協定）

第6条 指定管理者は、本市と老人憩の家の管理に関する協定書を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理に要する費用に関する事項
- (3) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 管理の業務の報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

（細目）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

那覇市老人憩の家指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者

印

連絡先 担当者

電 話

那覇市老人憩の家条例第13条第 2 項の規定により、那覇市辻老人憩の家の指定
管理者の指定を受けたいので申請します。

第 2 号様式（第 5 条関係）

那覇市指令 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長

印

那覇市老人憩の家指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市辻老人憩の家の指定管理者の指定については、那覇市老人憩の家条例第13条第 1 項の規定により、下記のとおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第 3 号様式（第 5 条関係）

那 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長 印

那覇市老人憩の家指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市辻老人憩の家の指定管理者
の指定については、指定しないので通知します。

那覇市規則第60号

平成17年11月 1 日

那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則

那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則（平成10年那覇市規則第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市安謝福祉複合施設条例（平成17年那覇市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定員）

第2条 那覇市安謝保育所の定員は、90人とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、定員を超えて入所させることができる。

（費用の徴収）

第3条 条例第9条の規則で定める費用は、別表のとおりとする。

（遵守事項）

第4条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 許可を受けないで壁面、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) その他指定管理者の指示すること。

（公告）

第5条 市長は、条例第15条第1項の規定により那覇市安謝福祉複合施設（以下「複合施設」という。）の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第15条第2項の申請（以下「指定申請」という。）の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

（指定申請）

第6条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第15条第3項の規則で定める申請書は、那覇市安謝福祉複合施設指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

3 条例第15条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 定款
 - （2） 法人の登記事項に係る証明書
 - （3） 役員の名簿及び履歴書
 - （4） 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - （5） 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
 - （6） 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - （7） 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の複合施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書
 - （8） その他市長が必要と認める書類
- （指定等）

第7条 市長は、条例第15条第1項の規定による指定をするときは、那覇市安謝福祉複合施設指定管理者指定書（第2号様式）を交付する。

2 市長は、条例第15条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市安謝福祉複合施設指定管理者不指定通知書（第3号様式）を交付する。

（協定）

第8条 指定管理者は、本市と複合施設の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 事業計画に関する事項
- （2） 那覇市安謝特別養護老人ホームの利用期間に関する事項
- （3） 利用料金に関する事項
- （4） 管理に要する費用に関する事項
- （5） 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- （6） 管理の業務の報告に関する事項

(7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(8) その他市長が必要と認める事項

(細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表（第3条関係）

	利用者世帯の階層区分	利用者世帯負担額（月額）
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税年額9,600円以下の世帯	1,500円
D	生計中心者の前年所得税年額9,601円以上32,400円以下の世帯	2,600円
E	生計中心者の前年所得税年額32,401円以上42,000円以下の世帯	3,800円
F	生計中心者の前年所得税年額42,001円以上の世帯	4,900円

第 1 号様式（第 6 条関係）

那覇市安謝福祉複合施設指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者

印

連絡先 担当者

電 話

那覇市安謝福祉複合施設条例第15条第 2 項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

指定を受けたい施設：

第 2 号様式（第 7 条関係）

那覇市指令 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長 印

那覇市安謝福祉複合施設指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、那覇市安謝福祉複合施設条例第15条第 1 項の規定により、下記のとおり指定します。

記

1 指定施設：

2 指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第 3 号様式（第 7 条関係）

那 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長 印

那覇市安謝福祉複合施設指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、下記のとおり指定しないので通知します。

記

施設：

那覇市規則第61号

平成17年11月 1 日

那覇市シルバーワークプラザ条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市シルバーワークプラザ条例施行規則

那覇市シルバーワークプラザ条例施行規則（平成12年那覇市規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市シルバーワークプラザ条例（平成17年那覇市条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（遵守事項）

第2条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 許可を受けないで壁面、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) その他指定管理者の指示すること。

（公告）

第3条 市長は、条例第13条第1項の規定により那覇市シルバーワークプラザ（以下「ワークプラザ」という。）の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第13条第2項の申請（以下「指定申請」という。）の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

（指定申請）

第4条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第13条第3項の規則で定める申請書は、那覇市シルバーワークプラザ指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

3 条例第13条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (2) 法人にあっては、法人の登記事項に係る証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
- (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度のワークプラザの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (8) その他市長が必要と認める書類
（指定等）

第5条 市長は、条例第13条第1項の規定による指定をするときは、那覇市シルバーワークプラザ指定管理者指定書（第2号様式）を交付する。

- 2 市長は、条例第13条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市シルバーワークプラザ指定管理者不指定通知書（第3号様式）を交付する。
（協定）

第6条 指定管理者は、本市とワークプラザの管理に関する協定書を締結する。

- 2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 管理に要する費用に関する事項
 - (3) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
 - (4) 管理の業務の報告に関する事項
 - (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
 - (6) その他市長が必要と認める事項
（細目）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

那覇市シルバーワークプラザ指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者

印

連絡先 担当者

電 話

那覇市シルバーワークプラザ条例第13条第 2 項の規定により、那覇市シルバー
ワークプラザの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

第 2 号様式（第 5 条関係）

那覇市指令 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長 印

那覇市シルバーワークプラザ指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市シルバーワークプラザの指定管理者の指定については、那覇市シルバーワークプラザ条例第13条第 1 項の規定により、下記のとおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第 3 号様式（第 5 条関係）

那 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長 印

那覇市シルバーワークプラザ指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市シルバーワークプラザの指定管理者の指定については、指定しないので通知します。

那覇市規則第62号

平成17年11月 1 日

那覇市母子生活支援センター条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市母子生活支援センター条例施行規則

那覇市母子生活支援施設条例施行規則（平成14年那覇市規則第66号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市母子生活支援センター条例（平成17年那覇市条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用料の免除）

第2条 条例第9条の規定により、使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、那覇市母子生活支援センター使用料免除申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、免除の適否を審査し、那覇市母子生活支援センター使用料免除決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（遵守事項）

第3条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 許可を受けないで壁面、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯しないこと。
- (6) 許可を受けないで動物類を携帯しないこと。
- (7) その他指定管理者の指示すること。

（公告）

第4条 市長は、条例第15条第1項の規定により那覇市母子生活支援センターさくら（以下「さくら」という。）の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第15条第2項の申請（以下「指定申請」という。）の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項
（指定申請）

第5条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第15条第3項の規則で定める申請書は、那覇市母子生活支援センター指定管理者指定申請書（第3号様式）とする。

3 条例第15条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (2) 法人にあっては、法人の登記事項に係る証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
- (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度のさくらの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (8) その他市長が必要と認める書類
（指定等）

第6条 市長は、条例第15条第1項の規定による指定をするときは、那覇市母子生活支援センター指定管理者指定書（第4号様式）を交付する。

2 市長は、条例第15条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市母子生活支援センター指定管理者不指定通知書（第5号様式）を交付する。
（協定）

第7条 指定管理者は、市長とさくらの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関

する事項

- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

（細目）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

那覇市長 様

申請者 印

那覇市母子生活支援センター使用料免除申請書

那覇市母子生活支援センター条例施行規則第 2 条の規定に基づき、母子生活支援センターの使用料の免除を受けたいので次のとおり申請します。

免除申請金額	円
理由	

第 2 号様式（第 2 条関係）

那覇市指令 第 号
年 月 日

那覇市母子生活支援センター使用料免除決定通知書

様

那覇市長 印

年 月 日付けの母子生活支援センター使用料免除の申請については、
那覇市母子生活支援センター条例施行規則第 2 条第 2 項の規定により次のとおり決定したので、通知します。

決 定 の 内 容	☐ 承認 ☐ 一部承認 ☐ 不承認
免 除 金 額	
理由	

第3号様式（第5条関係）

那覇市母子生活支援センター指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者

印

連絡先 担当者

電 話

那覇市母子生活支援センター条例第15条第2項の規定により、那覇市母子生活支援センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

第 4 号様式（第 6 条関係）

那覇市指令 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長 印

那覇市母子生活支援センター指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市母子生活支援センターの指定管理者の指定については、那覇市母子生活支援センター条例第15条第 1 項の規定により、下記のとおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第 号
年 月 日

代表者 様

那霸市長 印

那覇市母子生活支援センター指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市母子生活支援センターの指定管理者の指定については、指定しないので通知します。

那覇市規則第63号

平成17年11月 1 日

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第55条第 2 項第 3 号エを次のように改める。

エ 国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）その他市長が定める法人の職員

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第72号

平成17年10月17日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

公 告

那覇市公告第84号

平成17年10月14日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類

○那覇広域都市計画道路

- 2 都市計画の名称及び都市計画を変更する土地の区域
○8・7・那10号 東門川・仲之川線ほか14路線 （追加）
追加する部分 那覇市首里金城町2丁目、3丁目
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎5階）
- 4 縦覧期間及び時間
期間 平成17年10月14日（金）から平成17年10月28日（金）まで
時間 午前8時30分～午後5時15分まで（土・日曜日・祝日は除く）

那覇市公告第85号
平成17年10月19日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

（別紙省略）

那覇市公告第88号
平成17年10月21日
掲 示 済

指定管理者の指定申請について

平成18年4月1日からの那覇市波の上ビーチ広場の管理を行う法人その他の団体を、次のとおり募集いたします。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 名称及び位置

名 称 那覇市波の上ビーチ広場
位 置 那覇市若狭1丁目25番（旭ヶ丘公園内）

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市波の上ビーチ広場指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日（3年）

4 応募資格

- (1) 那覇市に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止法等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

5 指定申請の方法

(1) 指定申請書、募集要項の配布及び提出場所

那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎4階
那覇市建設管理部 都市施設管理センター 公園管理室

(2) 提出書類

- ① 那覇市指定管理者指定申請書
- ② 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- ③ 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書
- ④ 役員の名簿及び履歴書
- ⑤ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ⑥ 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
- ⑦ 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- ⑧ 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度のビーチ広場の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- ⑨ 納税証明書
 - ア 法人の場合は、直近3ヵ年の市税の完納証明書。設立1年未満の場合は、代表者の直近3ヵ年の市税の完納証明書。
 - イ その他団体の場合は、代表者の直近3ヵ年の市税の完納証明書。
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

(3) 指定申請書及び募集要項の配布期間

平成17年11月1日(火)から11月30日(水)まで
午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

- (4) 募集要項等に関する質問受付
平成17年11月1日(火)から11月14日(月)まで
- (5) 説明会の開催
平成17年11月16日(水) 午後2時から4時
- (6) 申請書類の受付期間
平成17年11月17日(木)から12月9日(金)まで
午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- (7) 提出方法
指定管理者指定申請書（様式1）のほか、必要書類をご持参ください。
（郵送、FAXによる提出はできません。）

6 問い合わせ先

〒900-0004

那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎4階

那覇市建設管理部 都市施設管理センター 公園管理室

TEL 098-951-3239（内線8313、8314）

FAX 098-951-3206

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第2号

平成17年10月12日

施 行 済

那覇市災害ユイマール登録制度実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める

那 覇 市 消 防 本 部
消 防 長 大田和人

那覇市災害ユイマール登録制度実施要綱の一部を改正する訓令

那覇市災害ユイマール登録制度実施要綱（平成16年消防本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。

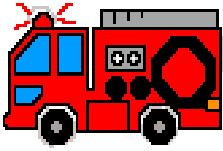
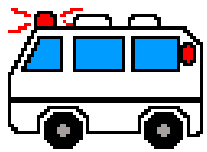
第5号様式及び第6号様式を次のように改める。

第5号様式



火事と救急は 119 F A X

（ あてはまるところに ○をつけてください ）

か じ 火事です！ 	【 なに も 何が燃えてますか 】 ● じぶん いえ 自分の家 ● となり いえ 隣の家 ● その他（ ）
た さいがい その他の災害！	● ふうすいがい 風水害 ● その他（ ）
きゅうきゅう 救 急 です！ 	【 だれが 】 ● じぶん ● か ぞく 家族 ● その他（ ） 【 どうしましたか 】 ● びょうき ● け が ● その他（ ） 【 いしき こきゅう 意識や呼吸はありますか 】 ● いしき （ ある・ない ） ● こきゅう （ ある・ない ）

【 じゅうしょ しめい きにゅう 住所・氏名などあらかじめ記入しておいてください。 】

じゅうしょ な は し 住 所 那覇市
アパート・ビル名 _____ 階 _____ 号室
もくひょうぶつ 目 標 物 _____
な ま え 名 前 _____ 男・女（ ） 歳）
でんわばんごう ふ あ く す ばんごう 電話番号・FAX番号 _____ — _____ — _____
しゅわつうやくしゃ れんらく 手話通訳者への連絡は 要 ・ 不要

なはししょうぼうほんぶ じゅうしん おく
那覇市消防本部から受信したとのFAXが送られます。

か じ と き あんぜん ひなん
火事の際は、安全なところに避難してください。

（問い合わせは）

なはししょうぼうほんぶ しれいじょうほうか
那覇市消防本部 指令情報課

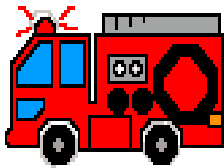
でん わ
電 話 098-868-9911
FAX 098-868-9912

第6号様式

1 1 9 F A X

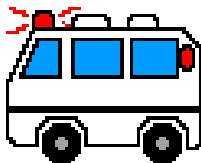
様

きんきゅう 緊急 1 1 9 F A X を じゅしん受信しました。
あんしんご安心ください。



しょうぼうしゃ
消 防 車

がむかっております。



きゅうきゅうしゃ
救 急 車

（問い合わせは）

なはししょうぼうほんぶ 那覇市消防本部 しれいじょうほうか 指令情報課

でん 電 話 0 9 8 - 8 6 8 - 9 9 1 1

F A X 0 9 8 - 8 6 8 - 9 9 1 2

付 則
この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第8号
平成17年10月5日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条1項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 高嶺 晃

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
3 2 3	有限会社 東和技研	豊見城市 字嘉数6 1 2 番地の2	宮城 普仁	平成17年 4月1日
3 2 4	有限会社 中部技研	沖縄市 胡屋5丁目1 2 番1 4号	津覇 實宗	平成17年 4月7日
3 2 5	有限会社 丸三設備	宜野湾市 我如古3丁目1 5 番1 5号	宮里 清元	平成17年 6月14日
3 2 6	有限会社 ARCHITECT DESIGN TAURUS	北中城村 字安谷屋 2155 番地 トォーラスマンション 203 号室	比嘉 恵	平成17年 6月28日
3 2 7	有限会社 大山設備	うるま市 石川曙三丁目 10 番 1 号	大山 勇	平成17年 7月27日
3 2 8	有限会社 住設	中城村 字津覇 2 1 6 番地	大城 健	平成17年 8月3日
3 2 9	有限会社 和設備工業	宜野湾市 大謝名二丁目 1 4 番 1 3 号	金城 和政	平成17年 8月8日
3 3 0	有限会社 クラウン工業	沖縄市 字宮里 4 7 4 番地の2	仲田 廣三	平成17年 9月2日
3 3 1	日信工業株式会社	豊見城市 字高安 7 0 2 番地 2 0	渡久地 政嗣	平成17年 9月7日

那覇市上下水道局告示第9号

平成17年10月18日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条の規定に基づき、別紙のとおり新規指定をしたので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 高嶺 晃

指定（登録）番号 第 376 号
指定工事店名 株式会社 秀建工業
営業所所在地 南風原町字宮平 3 4 2 番地 4
代表者名 崎浜 秀昭
有効期間 自 平成 1 7 年 5 月 1 8 日
至 平成 2 2 年 3 月 3 1 日

指定（登録）番号 第 377 号
指定工事店名 有限会社 アーキテクトデザイントオーラス
営業所所在地 北中城村字安谷屋 2 1 5 5 番地
代表者名 比嘉 恵
有効期間 自 平成 1 7 年 5 月 1 8 日
至 平成 2 2 年 3 月 3 1 日

指定（登録）番号 第 378 号
指定工事店名 有限会社 南部開発工業
営業所所在地 那覇市字真地 1 8 3 番地 原アパート 2 0 5 号室
代表者名 上原 昇
有効期間 自 平成 1 7 年 7 月 2 8 日
至 平成 2 2 年 3 月 3 1 日

指定（登録）番号 第 379 号
指定工事店名 有限会社 大山設備
営業所所在地 うるま市石川曙 3 丁目 1 0 番 1 号
代表者名 大山 勇
有効期間 自 平成 1 7 年 8 月 1 0 日
至 平成 2 2 年 3 月 3 1 日

指定（登録）番号 第 380 号
指定工事店名 有限会社 住 設
営業所所在地 中城村字津覇 2 1 6 番地
代表者名 大城 健
有効期間 自 平成 1 7 年 8 月 2 5 日
至 平成 2 2 年 3 月 3 1 日

指定（登録）番号 第 381 号
指定工事店名 有限会社 和設備工業
営業所所在地 宜野湾市大謝名2丁目14番13号
代表者名 金城 和政
有効期間 自 平成17年8月26日
至 平成22年3月31日

指定（登録）番号 第 382 号
指定工事店名 日動水道
営業所所在地 浦添市内間3丁目16番地8
代表者名 古堅 和則
有効期間 自 平成17年10月7日
至 平成22年3月31日

那覇市上下水道局告示第10号
平成17年10月18日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条第2項の規定に基づき、別紙のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 高嶺 晃

指定（登録）番号 第 318 号
指定工事店名 有限会社 沢建設
営業所所在地 宜野湾市志真志3丁目14番の9
代表者名 賀数 稔
有効期間 自 平成14年2月7日
至 平成18年3月31日
異動年月日 平成15年5月8日
異動事由 住所変更

指定（登録）番号 第 374 号
指定工事店名 有限会社 大伸設備工業
営業所所在地 うるま市字田場140番地の1
代表者名 新里 朝廣
有効期間 自 平成14年3月14日
至 平成21年3月31日
異動年月日 平成17年4月1日
異動事由 住所変更

指定（登録）番号 第 359 号
指定工事店名 有限会社 山商
営業所所在地 うるま市字赤道543番地の1
代表者名 山下 富仁
有効期間 自 平成16年7月16日
至 平成21年3月31日
異動年月日 平成17年4月1日
異動事由 住所変更

指定（登録）番号 第 252 号
指定工事店名 有限会社 スイケン
営業所所在地 那覇市字国場341番地1
代表者名 眞座 孝安
有効期間 自 平成17年4月1日
至 平成21年3月31日
異動年月日 平成17年4月26日
異動事由 住所変更

指定（登録）番号 第 343 号
指定工事店名 有限会社 大川電工
営業所所在地 うるま市石川曙3丁目1番33号
代表者名 眞座 孝安
有効期間 自 平成15年2月18日
至 平成19年3月31日
異動年月日 平成17年4月1日
異動事由 住所変更

指定（登録）番号 第 231 号
指定工事店名 有限会社 ライト設備
営業所所在地 宜野湾市真栄原1丁目1番12号
代表者名 又吉 真栄
有効期間 自 平成17年4月1日
至 平成22年3月31日
異動年月日 平成17年6月13日
異動事由 住所及び代表者変更

指定（登録）番号 第 341 号
指定工事店名 沖縄プラント工業株式会社
営業所所在地 浦添市牧港4丁目11番3号
代表者名 古謝 好政
有効期間 自 平成15年2月5日
至 平成22年3月31日
異動年月日 平成17年6月22日
異動事由 代表者変更

上下水道局公告

那覇市上下水道局公告第3号

平成17年10月17日

掲 示 済

平成17年度那覇市上下水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項の変更の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び同法施行令（平成13年政令34号）第5条第1項の規定に基づき、「平成17年度那覇市上下水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項の変更の公表リスト」を公表する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 高嶺 晃

第 1 表

平成 1 7 年度那覇市上下水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項の変更の公表リスト
(2005年10月1日現在)

No. 及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
1	G10100 首里汀良地内公共下水道設計 業務委託	首里汀良 地内	222日	業務委託	汚水、実施設計	指名競争	第一四半期	期間の変更
2	G10200 首里山川地内公共下水道設計 業務委託	首里山川 地内	191日	業務委託	汚水、実施設計	指名競争	第二四半期	期間の変更
3	G10300 首里池端地内公共下水道設計 業務委託	首里池端 地内	194日	業務委託	汚水、実施設計	指名競争	第二四半期	期間の変更
4	G10400 首里寒川地内公共下水道設計 業務委託	首里寒川 地内	170日	業務委託	汚水、実施設計 雨水、実施設計	指名競争	第二四半期	業務名、場 所、期間及び 業務概要変更
5	G10500 首里金城地内公共下水道設計 業務委託	首里金城 地内	120日	業務委託	汚水、基本設計	指名競争	第三四半期	業務名、場 所、期間及び 入札時期変更
6	G10600 真嘉比地内公共下水道設計業務 委託	真嘉比 地内	177日	業務委託	汚水、実施設計 雨水、実施設計	指名競争	第一四半期	期間の変更
7	G10700 古波蔵地内公共下水道設計業務 委託(その1)	古波蔵 地内	100日	業務委託	雨水ポンプ場、 実施設計	指名競争	第三四半期	業務名、期間 及び入札時 期変更
8	G10800 古波蔵地内公共下水道設計業務 委託(その2)	古波蔵 地内	100日	業務委託	雨水、測量、 試掘、調査等	指名競争	第三四半期	業務名、期間 及び入札時 期変更
9	G10900 識名地内公共下水道設計業務 委託	識名地内	120日	業務委託	汚水、基本 及び実施設計	指名競争	第二四半期	業務名、場 所、期間及び 業務概要変更
10	G11000 首里山川・池端地内公共下水 道設計業務委託	首里山 川・池端 地内	187日	業務委託	雨水、実施設計	指名競争	第二四半期	期間の変更
11	G11100 国場地内公共下水道設計業務 委託	国場 地内	120日	業務委託	雨水、実施設計	指名競争	第二四半期	業務名、場所 及び期間変更
12	G11200 宇栄原地内公共下水道設計業務 委託	宇栄原 地内	123日	業務委託	雨水、実施設計	指名競争	第二四半期	期間の変更
13	G11300 磁気探査業務委託(その1)	市内一円	160日	業務委託	不発弾探査	指名競争	第一四半期	期間の変更
14	G11400 磁気探査業務委託(その2)	市内一円	90日	業務委託	不発弾探査	指名競争	第二四半期	期間の変更
15	G11500 磁気探査業務委託(その3)	小祿地内	130日	業務委託	不発弾探査	指名競争	第二四半期	場所及び期 間変更
16	G11600 磁気探査業務委託(その4)	市内一円	90日	業務委託	不発弾探査	指名競争	第三四半期	期間及び入 札時期変更
17	G11700 磁気探査業務委託(その5)	市内一円	115日	業務委託	不発弾探査	指名競争	第二四半期	期間の変更
18	G11800 磁気探査業務委託(その6)	市内一円	90日	業務委託	不発弾探査	指名競争	第三四半期	期間及び入 札時期変更

No. 及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
19	G11900 再生水配水管布設設計業務委託	新都心 地内	80日	業務委託	再生水配水管・ 実施設計	指名競争	第二四半期	期間の変更
20	G12000 平成17年度公共下水道カメラ調査業務委託 (その1)	泊、前島 地内	112日	業務委託	カメラ調査業務	指名競争	第二四半期	場所及び期間の変更
21	G12100 平成17年度公共下水道カメラ調査業務委託 (その2)	市内一円	100日	業務委託	カメラ調査業務	指名競争	第三四半期	期間及び入札時期の変更
22	G12200 牧志地内管更生公共下水道設計業務委託	牧志地内	189日	業務委託	管更生・ 実施設計	指名競争	第二四半期	期間の変更
23	GK0100 1 工区港町地内公共下水道管更生工事	港町地内	121日	土木	HPφ600管更生工 L=130.0m	指名競争	第二四半期	期間の変更
24	GK0200 2 工区港町地内公共下水道人孔更生工事	港町地内	113日	土木	人孔更生工 4基 汚水鉄蓋取替 40基	指名競争	第二四半期	期間及び工事概要変更
25	GK0300 3 工区再生水配水管布設工事	新都心 地内	120日	水道施設	VPφ75~50 L=540.0m	指名競争	第二四半期	期間及び工事概要変更
26	GK0400 4 工区首里金城地内公共下水道工事	首里金城 地内	165日	土木	HPφ800~1100 L=117.5m VUφ200 L=35.0m	指名競争	第二四半期	期間及び工事概要変更
27	GK0500 5 工区首里石嶺地内公共下水道工事	首里石嶺 地内	150日	土木	VUφ150~200 L=300.0m	指名競争	第一四半期	期間の変更
28	GK0600 6 工区首里石嶺地内公共下水道工事	首里石嶺 地内	230日	土木	HPφ250 L=250.0m	指名競争	第一四半期	期間の変更
29	GK0700 7 工区真嘉比地内公共下水道工事	真嘉比 地内	129日	土木	VUφ200~250 L=63.0m	指名競争	第一四半期	期間及び工事概要変更
30	GK0800 8 工区識名地内公共下水道工事	識名地内	167日	土木	PC□2800×2800 L=42.6m	指名競争	第二四半期	期間及び工事概要変更
31	GK0900 9 工区真嘉比地内公共下水道工事	真嘉比 地内	140日	土木	VUφ150~200 L=386.9m	指名競争	第二四半期	期間及び工事概要変更
32	GK1000 1 0 工区首里山川地内公共下水道工事	首里山川 地内	167日	土木	VUφ150~200 L=942.1m	指名競争	第二四半期	期間及び工事概要変更
33	GK1100 1 1 工区首里山川地内公共下水道工事	首里山川 地内	167日	土木	VUφ150~250 L=656.3m	指名競争	第二四半期	期間及び工事概要変更
34	GK1200 1 2 工区古波蔵地内公共下水道工事	古波蔵 地内	140日	土木	PC□1500×1700 ~2000×1000 L=234.0m	指名競争	第二四半期	期間の変更
35	GK1300 1 3 工区小禄地内公共下水道工事	小禄地内	160日	土木	PC□3000~3500 ×1250 L=76.0m VUφ200 L=75.4m	指名競争	第二四半期	期間及び工事概要変更
36	GK1400 1 4 工区新都心地内公共下水道工事	新都心 地内	120日	土木	PC□4500×2500 L=120.0m	指名競争	第二四半期	期間の変更
37	GK1500 1 5 工区真嘉比地内公共下水道工事	真嘉比 地内	120日	土木	HPφ900 L=116.0m VUφ150~200 L=116.0m	指名競争	第三四半期	期間、工事概要及び入札時期変更

No. 及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
38 GK1600	1 6 工区真嘉比地内公共下水道工事	真嘉比地内	127日	土木	HPφ700~900 L=95.9m	指名競争	第二四半期	期間及び工事概要変更
39 GK1700	1 7 工区小禄地内公共下水道工事	小禄地内	150日	土木	HPφ700~800 L=104.0m	指名競争	第二四半期	期間の変更
40 GK1800	1 8 工区銘苅地内公共下水道工事	銘苅地内	150日	土木	VUφ200 L=285.0m	指名競争	第二四半期	期間の変更
41 GK1900	1 9 工区首里石嶺地内公共下水道工事	首里石嶺地内	130日	土木	VUφ150~200 L=374.5m	指名競争	第二四半期	期間の変更
42 GI2300	繁多川地内公共下水道設計業務委託	繁多川地内	120日	業務委託	汚水、実施設計 雨水、実施設計	指名競争	第三四半期	新規発注
43 GI2400	真嘉比地内公共下水道設計業務委託 (その2)	真嘉比地内	100日	業務委託	雨水、実施設計	指名競争	第三四半期	新規発注
44 GI2500	識名地内公共下水道設計業務委託 (その2)	識名地内	100日	業務委託	雨水、実施設計	指名競争	第三四半期	新規発注
45 GI2600	松山地内管更生公共下水道設計業務委託	松山地内	100日	業務委託	管更生、 実施設計	指名競争	第三四半期	新規発注
46 GI2700	公共下水道事業変更認可設計業務委託	那覇市 全域	154日	業務委託	事業変更 認可設計	指名競争	第二四半期	新規発注
47 GK2000	2 0 工区小禄地内公共下水道工事	小禄地内	160日	土木	HPφ700~800 L=104.0m	指名競争	第二四半期	新規発注
48 GK2100	2 1 工区古波蔵地内公共下水道工事	古波蔵地内	120日	土木	HPφ900 L=84.5m VU φ300 L=12.0 m	指名競争	第二四半期	新規発注
49 GK2200	2 2 工区西地内公共下水道工事	西地内	100日	土木	測溝300×300~ 800 L=284.5m	指名競争	第三四半期	新規発注
50 GK2300	2 3 工区小禄地内公共下水道工事	小禄地内	100日	土木	PC□2500×1250 L=45.0m	指名競争	第三四半期	新規発注
51 KK0100	牧志壺屋線 (希望が丘公園横) 道路工事に伴う配水管移設工事	牧志	100日	水道施設	DIPφ150-310m	指名競争	第一四半期	H18年度以降発注
52 KK0200	国際通り電線共同溝 (その8) に伴う配水管復旧工事	安里	163日	水道施設	φ100-3m φ 250-284m φ250 弁-1基 消-3基	指名競争	第一四半期	工事概要変更
53 KK0404	国際通り第4次配水管布設替工事に伴う切替工事	安里	151日	管工事	φ13-11件 φ20- 3件 φ25-3件 φ 40-3件 φ50~ 75-2件 計22件	随意契約	第一四半期	工事概要変更
54 KK0505	泉崎・樋川・寄宮・三原地内配水管布設替工事に伴う切替工事	泉崎・ 樋川外	161日	管工事	φ13-76件 φ20- 13件 φ25-3件 φ40-4件 φ50~ 75-3件 計99件	随意契約	第二四半期	発注時期の変更
55 KK0606	首里 (平良・末吉) 地内配水管布設替工事に伴う切替工事	平良・ 末吉	162日	管工事	φ13-54件 φ20- 4件 φ25-2件 φ40-1件 計61件	随意契約	第二四半期	発注時期の変更
56 KK0813	県道第2環状線第3次配水管移設工事に伴う切替工事	末吉	84日	管工事	φ13-7件 φ20- 1件 φ25-2件 φ40-1件 φ50-3件 計14件	随意契約	第二四半期	発注時期の変更

No. 及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
57	KK0914 真嘉比古島区画整理事業に伴う第7次配水管布設工事の給水管切替工事	真嘉比・古島	150日	管工事	給水管 φ13~40-66件	随意契約	第三四半期	施工場所変更による取止め
58	KK1009 古波蔵地内配水管布設替工事に伴う切替工事	古波蔵	180日	管工事	φ13-43件 φ20-13件 φ25-1件 φ40-2件 φ50-1件 計60件	随意契約	第二四半期	工事名・工事概要の変更
59	KK1115 真和志中央線配水管布設工事の給水管切替工事	松川	120日	管工事	給水管 φ13~40-27件	随意契約	第三四半期	H18年度以降発注
60	KK1217 石嶺線・石嶺福祉センター線配水管布設工事(その2)の給水管切替工事	石嶺町	90日	管工事	給水管 φ13~40-22件	随意契約	第四四半期	H18年度以降発注
61	KK1311 県道第2環状線第3次配水管移設工事の給水管切替工事	末吉町	120日	管工事	給水管 φ13~40-27件	随意契約	第二四半期	工事概要変更による取りやめ
62	KK1400 牧志壺屋線(希望ヶ丘公園横)道路工事に伴う配水管移設工事の給水管切替工事	牧志	100日	管工事	給水管 φ13~40-5件	随意契約	第一四半期	H18年度以降発注
63	KK1500 国際通り電線共同溝設置工事(その8)に伴う配水管復旧工事の給水管切替工事	安里	156日	管工事	φ13-4件 φ20-4件 φ25-3件 φ40-1件 計12件	随意契約	第一四半期	工事概要変更
64	KK1600 大道・壺屋2丁目・宇栄原1丁目地内代用管布設替工事	大道・壺屋・宇栄原	90日	管工事	φ50-200m	指名競争	第三四半期	発注時期の変更
65	KK1700 首里地内代用管布設工事	首里	100日	管工事	HIVP φ50~200m	指名競争	第二四半期	施工範囲の見直しによる取り止め
66	KK1800 首里大名町、平良町地内 鉛管取替工事	大名・平良	141日	管工事	φ13-184件 φ20-21件 φ40-1件 計206件	指名競争	第一四半期	工事名・工事概要の変更
67	KK1900 首里石嶺町1、久場川町1・2、赤平町2、儀保町3丁目地内 鉛管取替工事	石嶺町・久場川・赤平・儀保	141日	管工事	φ13-149件 φ20-57件 φ25-3件 計209件	指名競争	第一四半期	工事名・工事概要の変更
68	KK2000 高良、宮城、具志、宇栄原地内 鉛管取替工事	高良・宮城・具志・宇栄原	166日	管工事	φ13-179件 φ20-35件 φ25-10件 φ40-1件 計225件	指名競争	第二四半期	工事名・工事概要・発注時期の変更
69	KK2100 首里儀保町、赤平町、汀良町、当蔵町、大和町、桃原町池端町地内 鉛管取替工事	当蔵周辺	140日	管工事	φ13-177件 φ20-32件 φ25-3件 φ40-1件 計213件	指名競争	第一四半期	工事名・工事概要の変更
70	KK2200 泊地内 鉛管取替工事	泊	140日	管工事	φ13-124件 φ20-53件 φ25-21件 φ40-9件 計207件	指名競争	第一四半期	工事名・工事概要の変更
71	KK2300 上間、国場、仲井真地内 鉛管取替工事	上間・国場・仲井真	144日	管工事	φ13-163件 φ20-36件 φ25-9件 φ40-2件 計207件	指名競争	第一四半期	工事名・工事概要の変更
72	KK2400 古波蔵、国場地内 鉛管取替工事	古波蔵・国場	140日	管工事	φ13-190件 φ20-27件 φ25-12件 φ40-2件 計231件	指名競争	第一四半期	工事名・工事概要の変更
73	KK2500 小禄地内 鉛管取替工事	小禄	191日	管工事	φ13-210件 φ20-19件 φ25-6件 φ40-4件 計239件	指名競争	第一四半期	工事名・工事概要の変更
74	KK2600 長田1・2丁目地内 鉛管取替工事	長田	176日	管工事	φ13-158件 φ20-42件 φ25-24件 φ40-9件 公道-5件 計238件	指名競争	第一四半期	工事名・工事概要の変更
75	KK2700 公共下水道工事に伴う配水管復旧工事	山川・真嘉比・識名・小禄	100日	水道施設	φ50-58.1m φ100-4.5m φ150-113m φ200-39.9 φ150弁-1	指名競争	第三四半期	新規発注

No. 及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
76 KK2800	首里石嶺2丁目地内配水管布設替工事に伴う切替工事	石嶺	187日	管工事	φ13-37件 φ20-1件 φ25-4件 φ40-2件 φ50~ 75-3件 計47件	随意契約	第二四半期	新規発注
77 KK2928	首里山川地内配水管布設替工事に伴う切替工事	山川	130日	管工事	φ13-98件 φ20- 13件 φ25-3件 φ40-3件 φ50-2 件 計119件	随意契約	第三四半期	新規発注
78 KK3000	公共下水道工事に伴う給水管切替工事	山川・ 真嘉比・ 識名・ 小禄	100日	管工事	φ20-5件 φ40-1件 φ50-2件 計8件	随意契約	第三四半期	新規発注
79 M10100	集中監視センター建設工事発注支援業務委託	真和志 地区	269日	業務委託	工事発注に係る 業務一式	指名競争	第一四半期	業務名変更
80 M10200	垣花ポンプ場機械設備更新工事設計業務委託	小禄地区	52日	業務委託	設計業務一式	指名競争	第二四半期	入札時期変更
81 M10400	牧志地内外4件配水管布設替工事設計業務委託	真和志 地区外	128日	業務委託	設計業務一式	指名競争	第二四半期	業務名変更
82 M10600	真嘉比古島区画整理事業に伴う第8次配水管布設工事設計業務委託	真和志 地区	97日	業務委託	設計業務一式	指名競争	第二四半期	業務名及び 入札時期変更
83 M10800	那覇市上下水道局庁舎新築工事監理業務委託	おもろ まち	426日	業務委託	庁舎新築の工事 監理業務	指名競争	第二四半期	新規発注済
84 MK0100	国際通り第4次配水管布設替工事	那覇南部	164日	水道施設	φ100~200 12.0m φ250 291.0m 仕切弁5基 消火栓2基	指名競争	第一四半期	工事概要変更
85 MK0200	県道28号線配水幹線布設替工事	首里地区	210日	水道施設	φ100~150 39.0m φ300 910.0m 仕切弁3基 消火栓5基	指名競争	第二四半期	入札時期変更
86 MK0300	県道241号線配水幹線布設替工事	首里地区	173日	水道施設	φ450~500 151.2m 仕切弁2基 消火栓1基	指名競争	第二四半期	工事名及び 入札時期変更
87 MK0400	首里石嶺2丁目地内配水管布設替工事	首里地区	194日	水道施設	φ100 234.9m φ150 637.9m 仕切弁10基 消 火栓5基	指名競争	第二四半期	工事名及び 入札時期変更
88 MK0500	泉崎・樋川・寄宮・三原地内配水管布設替工事	真和志・ 那覇南部 地区	184日	水道施設	φ100 970.7m 仕切弁10基 空気弁1基 消火栓5基	指名競争	第二四半期	入札時期変更
89 MK0600	首里平良・末吉地内配水管布設替工事	首里地区	183日	水道施設	φ100~150 625.5m φ200 100.0m 仕切弁6基 消火栓5基	指名競争	第二四半期	入札時期変更
90 MK0900	古波蔵地内配水管布設替工事	真和志 地区	187日	水道施設	φ100 465.9m 仕切弁4基 空気弁1基 消火栓2基	指名競争	第二四半期	工事名変更
91 MK1000	配水系統中ブロック化に伴う第2次施設整備工事	市内一円	70日	水道施設	仕切弁φ100~φ 300-27基	指名競争	第四四半期	入札時期変更
92 MK1300	石嶺線・石嶺福祉センター線配水管布設工事(その1)	首里地区	150日	水道施設	φ100~250 305m	指名競争	第三四半期	H18年度以降 発注
93 MK1400	真嘉比古島区画整理事業に伴う第7次配水管布設工事	真和志 地区	121日	水道施設	φ100 283.0m φ150~200 141.0m 仕切弁5基 消火栓3基	指名競争	第二四半期	入札時期変更
94 MK1500	真和志中央線配水管布設工事	真和志 地区	120日	水道施設	φ150 200.0m	指名競争	第三四半期	H18年度以降 発注

No.及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
95 MK1600	新都心牧志線配水管布設工事	真和志 地区	150日	水道施設	φ100～200 200.0m	指名競争	第三四半期	H18年度以降 発注
96 MK1700	石嶺線・石嶺福祉センター線 配水管布設工事（その2）	首里地区	120日	水道施設	φ100～250 340.0m	指名競争	第四四半期	H18年度以降 発注
97 MK1800	金城西線配水管布設工事	首里地区	120日	水道施設	φ150 100.0m	指名競争	第四四半期	H18年度以降 発注
98 MK1900	那覇市上下水道局庁舎新築工 事（建築）1工区	おもろ まち	458日	建築工事	庁舎新築工事の 建築工事	指名競争	第二四半期	工事名変更
99 MK2000	那覇市上下水道局庁舎新築工 事（電気）1工区	おもろ まち	459日	電気工事	庁舎新築工事の 電気設備工事	指名競争	第二四半期	工事名変更
100 MK2100	那覇市上下水道局庁舎新築工 事（衛生）1工区	おもろ まち	462日	管工事	庁舎新築工事の 衛生設備工事	指名競争	第二四半期	工事名変更
101 MK2200	那覇市上下水道局庁舎新築工 事（空調）1工区	おもろ まち	458日	管工事	庁舎新築工事の 空調設備工事	指名競争	第二四半期	工事名変更
102 MK2300	那覇市上下水道局庁舎新築工 事（昇降機）	おもろ まち	450日	庁舎建設	庁舎新築工事の 昇降機工事	競争入札	第二四半期	MK1900に含 む
103 MK2400	那覇市上下水道局庁舎新築工 事（建築）2工区	おもろ まち	459日	建築工事	庁舎新築工事の 建築工事	指名競争	第二四半期	MK1900から 分割
104 MK2500	那覇市上下水道局庁舎新築工 事（電気）2工区	おもろ まち	464日	電気工事	庁舎新築工事の 電気設備工事	指名競争	第二四半期	MK2000から 分割
105 MK2600	那覇市上下水道局庁舎新築工 事（衛生）2工区	おもろ まち	465日	管工事	庁舎新築工事の 衛生設備工事	指名競争	第二四半期	MK2100から 分割
106 MK2700	那覇市上下水道局庁舎新築工 事（空調）2工区	おもろ まち	464日	管工事	庁舎新築工事の 空調設備工事	指名競争	第二四半期	MK2200から 分割
107 MK2800	首里山川地内配水管布設替工 事	首里地区	166日	水道施設	φ100～150 945.0m 仕切弁7基 空気弁2基 消火栓7基	指名競争	第二四半期	新規発注

- 備 考
- この表は、見通しの結果、公表の日時点において追加、中止又は変更になるものである。
 - 1にかかわらず、この表中の白抜きの欄については、2005年10月1日時点において発注済み、発注予定のものである。
 - この表の各事項は、見通しであり変更されることがある。
 - 種別コードは主管課と工事及び業務委託発注番号を表す。
 - コード左先のG、H、K及びMは下水道課、配水課、管理課及び工務課を、左から2文字目のK及びIは工事及び業務委託を表す。

福祉事務所長訓令

那覇市福祉事務所長訓令第1号

平成17年9月1日

施行 済

那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

那覇市福祉事務所長 与 儀 弘 子

那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令

那覇市福祉事務所事務専決規程（昭和54年那覇市福祉事務所長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「副部長又は課長又は主幹」を「副部長、課長、主幹又は主査」に改める。

別表中保護課主幹の専決事項の項の次に次のように加える。

保護課主査（査察指導員に限る。）の専決事項

- （1） 保護課主幹の専決事項のうち、その決定に関し、疑義又は裁量の余地のないもの。
- （2） 被保護者への訪問記録に関すること。
- （3） その他軽易な事務に関すること。

付 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。